

東久留米市訓令乙第51号

東久留米市都市計画マスタープラン改定検討委員会設置要綱を次のように定める。

令和2年4月7日

東久留米市長 並 木 克 巳

東久留米市都市計画マスタープラン改定検討委員会設置要綱

(設置)

第1 東久留米市における都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条の2第1項の規定に基づく都市計画に関する基本的な方針（以下「都市計画マスタープラン」という。）の改定を行うため、東久留米市都市計画マスタープラン改定検討委員会（以下「改定検討委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2 改定検討委員会は、次に掲げる事項について調査及び検討を行い、その結果を東久留米市長（以下「市長」という。）に報告する。

- (1) 都市計画マスタープランの改定に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3 改定検討委員会は、委員13人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者 2人以内
- (2) 市内の各種団体の構成員 7人以内
- (3) 市民 4人以内

3 前項第3号の市民は、公募により選考する。ただし、応募がなかったときその他やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

(任期)

第4 委員の任期は、委嘱の日から第2の規定による報告が完了する日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5 改定検討委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、第3第2項第1号の学識経験を有する者のうちから市長の指名により定める。

3 委員長は、改定検討委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第6 改定検討委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 改定検討委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し出席を求め、その意見等を聴くことができる。

(会議の公開)

第7 改定検討委員会の会議は、公開とする。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 東久留米市情報公開条例（平成12年東久留米市条例第6号）第7条に規定する非開示情報を含む場合

(2) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営が著しく阻害されると認める場合で、改定検討委員会の議決により、その会議の全部又は一部を公開しないとしたとき。

(報償)

第8 改定検討委員会の委員に対しては、予算の範囲内で謝金を支給する。

(作業部会)

第9 第2に掲げる事項の調査及び検討を行うにあたり必要があると認めるときは、改定検討委員会に作業部会を置くことができる。

2 作業部会の部会員は、委員長が指名する。

(検討部会)

第10 第2に掲げる事項の調査及び検討を円滑に推進するため、東久留米市都市計画マスタープラン庁内検討部会（以下「検討部会」という。）を置く。

2 検討部会の部会員は、別表に掲げる職にある者をもって組織する。

3 検討部会に部会長及び副部会長を置き、部会長は都市建設部長をもって充て、副部会長は部会長が指名する。

4 部会長は、検討部会の会務を総理する。

5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるとき又は部会長が欠けたときはその職務を代理する。

6 検討部会の会議は、部会長が招集し、部会長が議長となる。

7 部会長は、必要があると認めるときは、部会員以外の者に対し出席を求め、その意見等を聴くことができる。

(庶務)

第11 改定検討委員会、作業部会及び検討部会の庶務は、都市建設部都市計画課において行う。

(委任)

第12 この要綱に定めるもののほか、改定検討委員会の運営において必要な事項は委員

長が、検討部会において必要な事項は部会長が定める。

付 則

- 1 この訓令は、令和2年4月7日から施行する。
- 2 この訓令の施行後、最初の会議において市長が委員長を指名するまでの改定検討委員会の招集は、第6第1項の規定にかかわらず、市長が行うものとする。
- 3 この訓令は、第2の規定による市長への報告の日をもって、その効力を失う。

別表（第10関係）

職 名
都市建設部長
企画経営室企画調整課長
総務部総務課長
市民部産業政策課長
環境安全部防災防犯課長
環境安全部環境政策課長
福祉保健部福祉総務課長
子ども家庭部子育て支援課長
都市建設部道路計画課長
都市建設部管理課長
都市建設部施設建設課長
教育部教育総務課長